

## 第7節 消防水利

### 1 一般的事項

開発区域において、消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設に関する技術的細目を規定し、当該貯水池は、消防法（昭和23年法律第186号）第20条の規定に基づく「消防水利の基準」に適合するものでなければなりません。また、条文は、貯水池についてのみ触れられていますが、消火栓を設ける場合にも当然「消防水利の基準」に適合する必要があります。

都市計画法施行令

（開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目）

第25条

(8) 消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合において設置する貯水施設は、当該基準に適合しているものであること。

### 2 消防法による消防水利の基準

消防庁告示による「消防水利の基準」（S39.12.10 消防庁告示第7号）が定められていますので、これに基づいて設置しなければなりません。